

第1回 兵庫県規制改革推進会議 次第

日 時 令和4年11月4日（金）14:00～16:00
場 所 兵庫県本庁舎3号館6階 第2委員会室

1 開 会

2 議 題

(1) 規制改革推進会議設置要綱について

(2) 報告事項

令和3年度第2回会議で委員から指摘等があった事項についての報告

(3) 審議事項

令和4年度の新たな個別審議項目

- ・ 県・市町の条例等による規制に関する事項（2件）
- ・ 県・市町の行政手続の簡素化等に関する事項（5件）
- ・ 国の法令等による規制に関する事項（1件）

3 その他

4 閉 会

【配付資料】

資料1	兵庫県規制改革推進会議設置要綱
資料2	令和3年度第2回会議で委員から指摘等があった事項についての報告
資料3-1	令和4年度の新たな個別審議項目（個票）
資料3-2	令和4年度の新たな個別審議項目（参考資料）

第1回兵庫県規制改革推進会議 出席者名簿

1 委員

氏名	所属・役職	出欠	代理者
中川 丈久	神戸大学大学院法学研究科教授	出席	
三輪 康一	神戸大学名誉教授	出席	
三原 修二	兵庫県経営者協会会長	出席	
福永 明	日本労働組合総連合会兵庫県連合会会長	出席	
三宅 康成	兵庫県立大学環境人間学部教授	出席	
中後 和子	学校法人和弘学園理事長・明舞幼稚園長 公益財団法人兵庫県青少年本部評議員	出席	

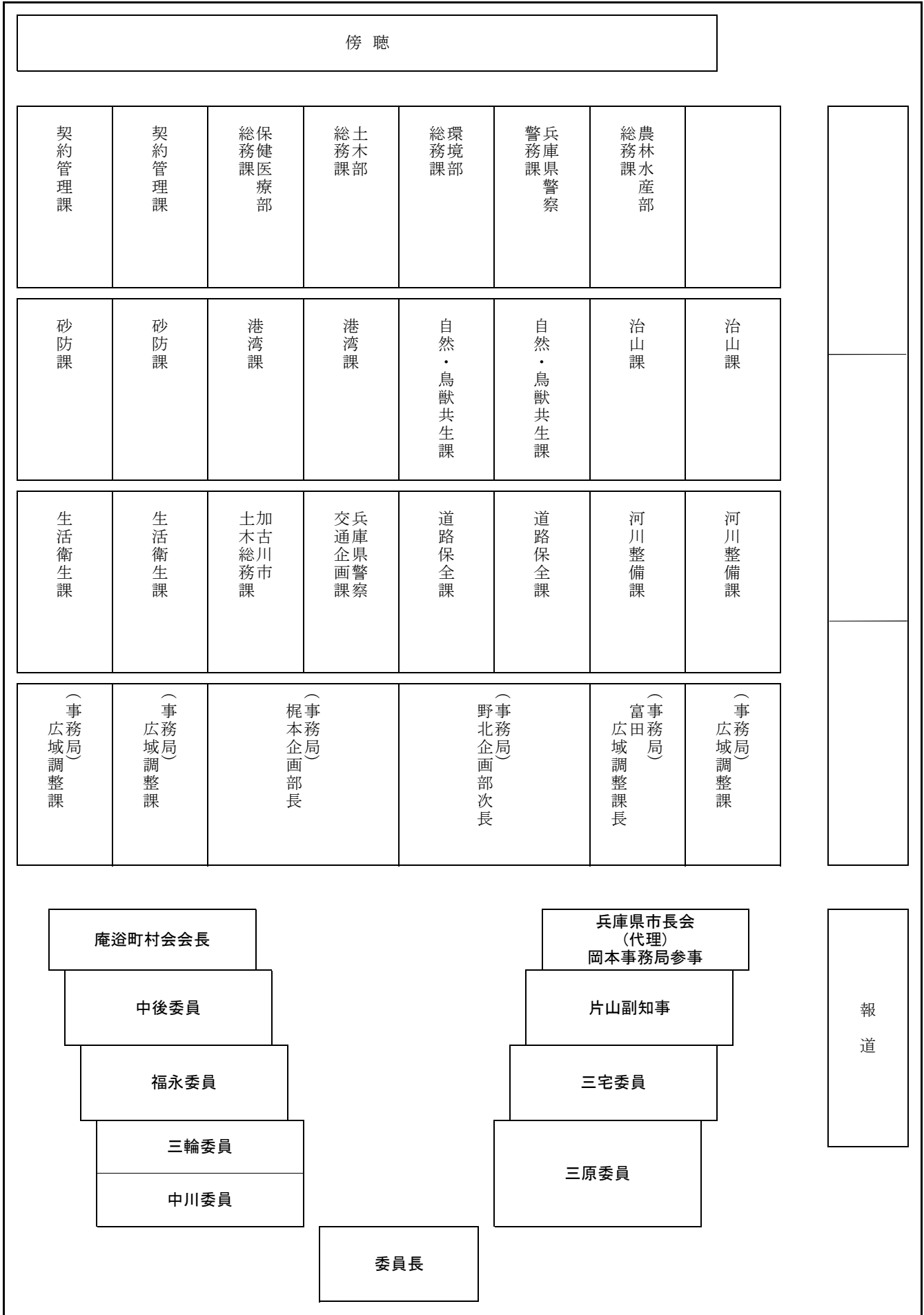
2 オブザーバー

氏名	所属・役職	出欠	代理者
片山 安孝	兵庫県副知事	出席	
門 康彦	兵庫県市長会会長	代理出席	事務局参事 岡本 竜幸
庵邊 典章	兵庫県町村会会長	出席	

第1回 兵庫県規制改革推進会議 配席図

日時: 令和4年11月4日(金)

場所: 3号館6階 第2委員会室



兵庫県規制改革推進会議設置要綱

(設置)

第1条 県及び市町が条例等で独自に設けている規制等が、社会構造や経済情勢の変化に対応できておらず、地域活性化の支障となっている事例を掘り起こし、当該規制等のあり方について有識者等による協議・検証を行うため、兵庫県規制改革推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 規制等のあり方に関すること。
- (2) その他規制改革の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

- 2 推進会議は、委員が必要と認める者をもって、懸案となった事案を検討するためワーキンググループを設置することができる。

(委員長)

第4条 委員長は、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(オブザーバー)

第5条 推進会議に、別表2に掲げるオブザーバーを置く。

- 2 オブザーバーは、推進会議の求めに応じて会議に出席し、意見を述べるることができる。

(専門委員)

第6条 推進会議に、特別の事項を協議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験等を有する者その他委員長が必要と認める者を、推進会議に諮った上で、委員長が任命する。

(会議)

第7条 推進会議は、委員長が招集する。ただし、第1回の会議の招集については、企画部長が招集する。

- 2 委員は都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を推進会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(謝金)

第8条 委員、第3条第2項に定めるワーキンググループメンバー、第6条及び第7条第3項に定める者が、推進会議及び推進会議に係る職務に従事したときは、別に定めるところにより謝金を支給する。

- 2 第7条第2項の規定に基づき代理人が推進会議及び推進会議に係る職務に従事したときは、代理人に対して委員本人と同額の謝金を支給する。

(旅費)

第9条 委員、オブザーバー、第3条第2項に定めるワーキンググループメンバー、第6条及び第7条第3項に定める者が、推進会議及び推進会議に係る職務のために旅行したときは、兵庫県職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)の規定により旅費を支給する。

- 2 第7条第2項の規定に基づき代理人が会議の職務を行うため、推進会議及び推進会議に係る職務のために旅行したときは、代理人に対して、旅費を支給する。

(事務局)

第10条 推進会議の事務局は、企画部総合企画局広域調整課に置く。

- 2 推進会議の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表 1 (第 3 条関係)

氏名	所属・役職
中川 丈久	神戸大学大学院法学研究科教授
三輪 康一	神戸大学名誉教授
三原 修二	兵庫県経営者協会会長
福永 明	日本労働組合総連合会兵庫県連合会会長
三宅 康成	兵庫県立大学環境人間学部教授
中後 和子	学校法人和弘学園理事長・明舞幼稚園長 公益財団法人兵庫県青少年本部評議員

別表 2 (第 5 条関係)

氏名	所属・役職
片山 安孝	兵庫県副知事
門 康彦	兵庫県市長会会長
庵途 典章	兵庫県町村会会長

委員の謝金（第8条関係）

「兵庫県規制改革推進会議」は、幅広い専門的知見を有する有識者による提言を得るための会議であることから、委員の謝金については、「委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」に定める審議会等の委員の報酬の額に準ずるのが妥当である。

よって、委員に対して支給する謝金の額は、下表のとおりとする。

委員の区分	謝金の額
委員長	日額 15,500円
委員 (第3条第2項に定めるワーキンググループメンバー、第6条及び第7条第3項に定める者を含む)	日額 12,500円

1 令和3年度第2回会議で委員から指摘等があった事項についての報告

1 太陽光発電所の設置に係る環境対策について

- ・郊外に行くと、農地や山の斜面等にソーラーパネルが敷き詰められている場所がある。
- ・景観の悪化や反射光による住環境への影響も考えられるため、規制が必要ではないか。

(1) 太陽光発電所を巡る社会情勢の変化等

- ・再生可能エネルギー固定価格買取制度が開始（H24年度から）されて以降、市街地や平坦地だけでなく、山林や通常開発が行われない急斜面地面への設置も増加。
- ・国は、環境影響評価法施行令を改正し、出力4万kW以上（概ね100ha以上）の太陽光発電事業を環境影響評価法に基づくアセス手続の対象に追加（R2.4月施行）

(2) 県が実施している太陽光発電所の新增設に対する環境対策

国の手続とは別に県独自の対応として、太陽電池発電所の新增設に対する環境対策の強化を実施している。

① 環境影響評価条例の対象事業に太陽光発電所を追加

- ・太陽光発電所について、法対象よりもさらにアセス手続の対象を拡大した条例改正を実施（R2.4月施行）。

[環境アセス対象：事業区域面積5ha以上（出力概ね2,000kW以上）]

② 森林伐採等を伴う小規模太陽光発電所について環境対策を強化

- ・「小規模太陽光発電所に関する自然環境調査指針」を制定（R2.3月）。小規模であるが、森林の伐採等の自然改変を伴う太陽光発電の新增設について、工事着手前の自然環境調査の実施を求めている。

[対象：事業区域面積が0.5ha以上^{※1}のもの。アセス条例対象を除く。]

③ 「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」の制定

- ・太陽光発電施設等の施設基準（景観への配慮、緑地の保全、反射光への配慮等）、住民への事前説明、届出等の手続を定めた条例を制定（H29.7月施行）。

[対象：（太陽光）事業区域面積が0.5ha以上（一部市町の区域は0.1ha以上）]

【太陽光発電所の新增設に係る自然環境調査と環境アセス手続等】

区分	0.5ha ^{※1} 以上（森林伐採等を伴うもの） （概ね200kW以上）	5ha以上100ha未満 （概ね2,000kW以上）	出力4万kW以上 （概ね100ha以上）
根拠法令等	小規模太陽光発電所に関する自然環境調査指針 [県]	アセス条例 [県]	アセス法 [国]
手続・調査	自然環境調査 （調査結果報告書作成）	環境アセス手続 （環境アセス書作成）	
適用	令和2年3月10日適用開始	令和2年4月1日施行	
太陽光条例との関係	太陽光発電施設の事業計画届出書に自然環境調査結果報告書又は環境アセス書を添付		

※1 太陽光条例の対象規模相当（たつの市など一部市町の区域は0.1ha）、三田市の市街化調整区域は、市条例許可の300㎡

2 テレワークの推進

- ・在宅勤務を推進していくために、なんらかの規制がハードルになっていないか

(1) 県内企業のテレワークの実施状況

昨年10月に県労政福祉課が県内企業のテレワークの実施状況等の調査を実施

【主な調査結果】

① 企業全体の実施状況

昨年10月時点において県内企業の24.5%が実施

② 導入に向けて必要とする支援

(n=642)

主な回答	回答数	主な回答	回答数
テレワーク導入支援に関する支援金	226	サテライトオフィスの充実、情報提供	36
テレワークを導入している企業の事例紹介	83	セミナーの開催	22
専門家の支援相談窓口の充実	79		

③ 実施困難な理由

(n=460)

主な回答	回答数	主な回答	回答数
できる業務に限られている	334	従業員間でコミュニケーションが取りにくい	52
情報セキュリティの確保が難しい	68	勤怠管理が難しい	38
テレワークができない従業員との間で不公平感が生じる	55	情報通信機器等の導入による費用負担が大きい	37
紙の書類・資料が電子化されていない	54	業務の進捗管理が難しい	34

(2) テレワーク推進に向けた県の取り組み

① テレワーク兵庫の利用促進

兵庫県内の中小企業を対象に、自宅パソコン等から職場パソコンにアクセスしてテレワークができるシステム基盤「テレワーク兵庫」の利用を無償で提供。

② ICTアドバイザーによる助言

ICTアドバイザーが、テレワークシステムの導入やセキュリティシステム対策に関する相談に無料で対応〔ひょうご仕事と生活センターに配置〕。

③ テレワーク導入支援助成金

県内中小企業のテレワーク導入を促進するため、整備費の一部を助成
支給額：補助率1/2、200万円以内

(参考)「時間単位の年次有給休暇取得制限」(労基法第39条第4項)に関する国の動き等

○(一社)日本経済団体連合会の要望

経団連は、「2021年度規制改革要望」(R3.9.14)の中で、テレワークを行うワーケーションなどの新しい働き方では、仕事と家庭、余暇が組み合わさり、業務を一時中断する機会が多く発生するため、時間単位年次有給休暇を活用することが有効との考えから、時間単位年次有給休暇の取得日数の上限年5日を撤廃すべきとの提案をしている。

○国の動き【規制改革実施計画(抜粋)(R4.6.7閣議決定)】

事項名	規制改革の内容	実施時期
柔軟な働き方を促進するための施策	年5日以内とされている時間単位年次有給休暇について、労働者アンケート調査におけるニーズや利用実態等を踏まえ、柔軟な働き方を促進するために必要な措置を検討し、令和4年度中に結論を得る。	令和4年度結論

3 自治体間データ連系の推進について

- 自治体間データ連携が進めば相当な効率化に繋がる。例えば、現在、戸籍謄本が必要な場合、本籍地のある市区町村に対して申請する必要があり手間がかかるが、最寄りの市区町村で全国どこの戸籍謄本もとれるようになれば便利である。

(1) 戸籍データが全国の自治体で利用可能となる「改正戸籍法」について

令和元年5月に改正戸籍法が成立。現在、国において法務省の戸籍副本データ管理システムを活用・発展させ、本籍地以外の市区町村の窓口でも戸籍謄抄本の請求を可能にするなどの準備が進められている。

【戸籍法が改正されてできるようになること】

- ① 本籍地以外での戸籍謄抄本の発行
 - ② 各種の社会保障手続でマイナンバー制度を利用することにより、戸籍謄抄本の提出を不要化
 - ③ 戸籍の届出における戸籍謄抄本の提出不要化
- ※いずれも令和5年度中の開始が予定されている

(2) その他 国の動向

令和4年6月に閣議決定された規制改革実施計画において、各種行政手続において、登記事項証明書や戸籍謄抄本の添付が不要とすることができるよう、法務省等が取り組むとされている。

【規制改革実施計画（抜粋）(R4.6.7 閣議決定)】

事項名	規制改革の内容	実施時期
情報連携基盤の整備	<p>a 法務省は、デジタル庁と連携し、法令において登記事項証明書の添付が求められている全ての行政手続において、原則として登記事項証明書の添付を不要とすることができるよう、能動的に働きかけを行い、情報連携の促進に係る工程表を作成し、可及的速やかに登記事項証明書の添付省略を実現する。</p> <p>また、法務省は、商業・法人登記について、国の行政機関との間の全ての情報連携を無償化するとともに、独立行政法人及び地方公共団体との間の全ての情報連携についても無償化を進めることにより、デジタルで手続を完結させ、紙の登記事項証明書の添付省略を促進する。</p> <p>b 法務省は、デジタル庁を始めとする関係府省と連携し、<u>戸籍謄抄本の添付を求める全ての行政手続において、原則として添付を不要とすることができるよう、必要な取組を行う。</u>また、<u>民間手続を含め将来的な戸籍情報の利用の在り方について検討を行う</u>等国民目線に立った利便性向上及び行政事務の効率化を目指す。</p> <p>(略)</p>	<p>a: 可能な限り前倒しを図りつつ、可能なものから順次措置</p> <p>b: 可能な限り前倒しを図りつつ、可能なものから順次措置</p> <p>(略)</p>

令和 4 年度の新たな個別審議項目

(1) 県・市町の条例等による規制に関する事項 (2 件)

	提案事項	提案内容	所管部局等の考え方
①	キッチンカー営業許可基準等の統一的運用 【(県) 食品衛生法基準条例】 提案者：事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・キッチンカーで営業を行う場合、営業エリアを管轄する都道府県知事（保健所を設置する市においては市長）の営業許可が必要である。 ・事業者の負担軽減等に向け、県内いずれかの自治体で営業許可を取得すれば、県全域で営業が可能となるよう許可基準等の統一的運用を検討いただきたい。 	【規制・手続の見直し】 <ul style="list-style-type: none"> ・関係自治体のいずれかで営業許可を取得すれば、県内全域で営業が可能となる「相互乗り入れ」の運用方法について厚生労働省に相談し、実現に向け関係自治体で協議を行う。
②	加古川市開発事業に係る道路占用基準の見直し 【(市) 加古川市開発事業の調整等に関する条例 等】 提案者：関西電力送配電(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・加古川市では、ディベロッパーが都市計画法の開発行為の許可を受ける条件として、電柱は道路ではなく民地内に設けることを一律に求めている。 ・ディベロッパーから住民へ引き渡された後、道路への電柱移設を希望する住民も多いことから、通行上支障がない場合は道路に建柱する規制緩和について検討いただきたい。 	【制度内容の周知】 <ul style="list-style-type: none"> ・道路幅員の確保の観点から、開発行為では、原則新設道路への電柱設置は認めていない。 ・ただし、歩道の植樹帯や通行上支障のないゼブラゾーンへの設置は認めており、引き続き相談や事前協議の際に周知を図っていく。

(2) 県・市町の行政手続の簡素化等に関する事項 (5 件)

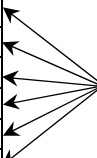

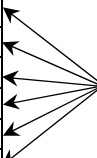

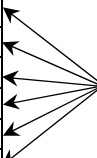

	提案事項	提案内容	所管部局等の考え方
①	道路・河川・港湾・砂防指定地の占用許可に係る更新手続の見直し 【(国) 道路法、河川法、港湾法 等】 【(県) 砂防指定地管理条例 等】 提案者：大阪ガスネットワーク(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、河川、港湾、砂防指定地において、土地を占用する場合は、知事の許可が必要であり、許可期間後も引き続きして占用する場合は、更新手続が必要である。 ・申請者負担軽減のため、地形や占用内容に変更のない場合は、1年ごとの自動更新とするなど、手続の簡素化について検討いただきたい。 	【現行の制度運用を維持】 <ul style="list-style-type: none"> ・占用施設は、申請後時間の経過により現地の状況や占用施設の状態が変化するため、定期的な自己点検と許可更新手続が必要である。 ・ガス管などについては占用期間が10年間と、適切な期間設定となっており、利用者・住民の安全確保のためにも自動更新はできない。
②	道路・河川・港湾・砂防指定地の占用許可や工事着手申請等の電子化 【(国) 道路法、河川法、港湾法 等】 【(県) 砂防指定地管理条例 等】 提案者：関西電力送配電(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、河川、港湾、砂防指定地において、工作物を設置する場合などは、占用の許可申請や工事の許可申請、工事の着手・完成届など各種手続が必要である。 ・これら手続は、電子申請ができず紙による郵送での手続が必要となっているため、申請者の手続の省力化等に向け、手続の電子化を検討いただきたい。 	【規制・手続の見直し】 <ul style="list-style-type: none"> ・現在、兵庫県電子申請共同運営システム(e-ひょうご)での受付が可能か、検討中である。 ・A3を超える大判図面については、別途紙で図面を提出いただくことを検討している。

③	<p>自然公園区域、河川保全区域における制限行為許可申請手数料の見直し</p> <p>【(県) 使用料および手数料徴収条例 等】</p> <p>提案者：関西電力送配電(株)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園区域や河川保全区域における工作物の新設等の許可申請において、兵庫県では国や他の都道府県では徴収していない手数料が必要である。 ・事業者为国や他の都道府県では必要のない収入証紙購入の手間やコストがかかっているため、上記手数料の見直しについて検討いただきたい。 	<p>【現行の制度運用を維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該手数料は、受益と負担の適正化を図り、自主財源を最大限確保するため、平成 21 年度から新たに設定したものである。 ・特定の者の利益のために行う事務については、申請者に応分の負担を求めることが適当であり、引き続き手数料を徴収するのが妥当。 ・手数料の納付方法については、令和 5 年度を目処に電子納付が可能となるよう検討中。
④	<p>安全運転管理者等講習のオンライン開催への見直し</p> <p>【(国) 道路交通法】</p> <p>提案者：委員提案(中後委員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県の安全運転管理者等講習は、県下各地のホール等で受講者を集めた対面開催となっている。 ・受講者の移動の負担軽減や、新型コロナウイルス感染拡大防止の点から、オンライン開催について検討いただきたい。 	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該講習は、一度に受講する人数が多く、オンラインでの本人確認が困難である。重大事故の発生もあり、安全運転管理者本人の確実な受講を確認する必要があるため県独自でのオンライン講習は行っていない。 ・警察庁において講習のオンライン化の検討が進められており、その動きに合わせて取り組む予定である。
⑤	<p>土木設計業務等の成果品及び工事完成図書等の電子納品の見直し</p> <p>【(県) 土木設計業務等の電子納品に関する運用指針 等】</p> <p>提案者：事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県の土木設計委託業務等の完了時の最終成果物の電子データの納品について、電子媒体 (CD-R もしくは DVD-R) で提出することとなっている。 ・インターネットを介し電子データで納品する「オンライン電子納品」の導入を検討いただきたい。 	<p>【規制・手続の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事完成図書のオンライン電子納品が可能となるよう、今年度、システム構築委託契約を締結し、事業者等への周知を踏まえ令和 5 年度上半期の運用開始を予定している。 ・土木設計業務等の成果品に関しても、令和 6 年度中の運用開始を目指している。

3 国の法令等による規制に関する事項 (1 件)

	提案事項	提案内容	所管部局等の考え方
①	<p>保安林内立木伐採許可等に係る手続の見直し</p> <p>【(国) 農林水産省告示第 362 号】</p> <p>提案者：関西電力送配電(株)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保安林で立木伐採等を行う場合は、知事への許可申請が必要であるが、許可申請書等の様式 (農林水産省告示で規定) に「保安林の指定の目的」の項目がある。 ・「保安林の指定の目的」は、事業者にとって必要ない情報であり、かつ県が把握している情報であることから、様式の見直しを検討いただきたい。 	<p>【現行の制度運用を維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保安林の指定の目的等に応じて、伐採にあたり最低限守る必要のある「指定施業要件」が定められる。 ・保安林の機能を損なうことがないよう、申請者が指定の目的や指定施業要件を確実に把握していることを確認するため、項目の削除や省略をすることはできない。

(1)-① キッチンカー営業許可の統一的運用

根拠法令等	(国) 食品衛生法、(県) 食品衛生法基準条例																												
提案内容 (事務局)																													
<p>(1) 新型コロナウイルス感染拡大以降、テイクアウトニーズの拡大等により、自動車での食品の調理提供を行う移動店舗、いわゆる「キッチンカー」の需要が拡大している。</p> <p>(2) 食品衛生法上、<u>キッチンカーの施設基準</u>については、厚生労働省令で定める基準を参酌し、都道府県が条例で定めることとなっており、また、<u>営業を行う場合は、営業エリアを管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては市長又は区長。以下同じ。)</u>の営業許可が必要となっている。</p> <p>(3) キッチンカーは自由に移動できることが特徴であるが、<u>県又は保健所設置市が管轄するエリアをまたいで営業する場合、営業エリアを管轄する県又は保健所設置市毎に営業許可を取得する必要がある</u>、<u>兵庫県全域で営業する場合は、県、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市及び西宮市(以下「関係自治体」という。)</u>の営業許可を取得する必要がある。</p> <p>(4) 一方、<u>大阪府では、府内自治体で協議し、令和3年6月以降、府及び保健所設置市(9市)のいずれかでキッチンカーの営業許可を取得したものについては、大阪府全域で営業が可能</u>となっている。</p> <p>(5) キッチンカー事業者の手続の簡素化を図り、経済活動が行いやすい環境となるよう、キッチンカーの営業許可について、関係自治体のいずれかで営業許可を取得すれば、兵庫県全域で営業が可能となるような見直しを提案する。</p>																													
規制の状況																													
<p>(1) 制度の概要</p> <p>① 都道府県は、飲食店営業等の施設につき、厚生労働省令で定める基準を参酌し、条例で公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。[食品衛生法第 54 条]</p> <p>② 事業者は都道府県知事の許可を受けなければならない。[法第 55 条、76 条]</p> <p>③ 都道府県知事は許可に必要な条件を付けることができる。[法第 55 条、76 条]</p> <p>※キッチンカーの相互乗入れについて 都道府県等の間で、同水準の施設基準、監視指導の方法、違反判明時の通報体制、行政処分等の取扱い等について調整がなされている場合は、主たる所在地の都道府県知事等のみが営業許可を行うこととする取り扱いとして差し支えない。[厚生労働省通知 (R 元. 12. 27)]</p> <p>(2) 兵庫県、大阪府におけるキッチンカーの営業許可について</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">兵庫県内の場合</th> <th style="width: 50%;">大阪府内の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">保健所設置自治体</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">県</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">神戸市</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">姫路市</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">尼崎市</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">明石市</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">西宮市</td></tr> </table> </td> <td style="vertical-align: top;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">保健所設置自治体</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">大阪府</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">大阪市</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">堺市</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">豊中市</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">吹田市</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">高槻市</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">枚方市</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">八尾市</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">寝屋川市</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">東大阪市</td></tr> </table> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">  </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">  </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> <p>営業エリアを管轄する関係自治体毎に営業許可を取得する必要がある。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> <p>令和3年6月以降、いずれかの自治体で営業許可を取得すれば、大阪府全域で営業が可能(相互乗入れ)となっている。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※全国では 28 都道府県で、相互乗入れを実施している (令和 4 年 1 0 月 1 日現在)。</p>		兵庫県内の場合	大阪府内の場合	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">保健所設置自治体</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">県</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">神戸市</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">姫路市</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">尼崎市</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">明石市</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">西宮市</td></tr> </table>	保健所設置自治体	県	神戸市	姫路市	尼崎市	明石市	西宮市	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">保健所設置自治体</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">大阪府</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">大阪市</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">堺市</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">豊中市</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">吹田市</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">高槻市</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">枚方市</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">八尾市</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">寝屋川市</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">東大阪市</td></tr> </table>	保健所設置自治体	大阪府	大阪市	堺市	豊中市	吹田市	高槻市	枚方市	八尾市	寝屋川市	東大阪市			<p>営業エリアを管轄する関係自治体毎に営業許可を取得する必要がある。</p>		<p>令和3年6月以降、いずれかの自治体で営業許可を取得すれば、大阪府全域で営業が可能(相互乗入れ)となっている。</p>	
兵庫県内の場合	大阪府内の場合																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">保健所設置自治体</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">県</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">神戸市</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">姫路市</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">尼崎市</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">明石市</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">西宮市</td></tr> </table>	保健所設置自治体	県	神戸市	姫路市	尼崎市	明石市	西宮市	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">保健所設置自治体</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">大阪府</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">大阪市</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">堺市</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">豊中市</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">吹田市</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">高槻市</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">枚方市</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">八尾市</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">寝屋川市</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">東大阪市</td></tr> </table>	保健所設置自治体	大阪府	大阪市	堺市	豊中市	吹田市	高槻市	枚方市	八尾市	寝屋川市	東大阪市										
保健所設置自治体																													
県																													
神戸市																													
姫路市																													
尼崎市																													
明石市																													
西宮市																													
保健所設置自治体																													
大阪府																													
大阪市																													
堺市																													
豊中市																													
吹田市																													
高槻市																													
枚方市																													
八尾市																													
寝屋川市																													
東大阪市																													
																													
<p>営業エリアを管轄する関係自治体毎に営業許可を取得する必要がある。</p>																													
<p>令和3年6月以降、いずれかの自治体で営業許可を取得すれば、大阪府全域で営業が可能(相互乗入れ)となっている。</p>																													
条例等所管部局等の回答(生活衛生課)																													
<p>【規制・手続の見直し】</p> <p>関係自治体のいずれかで営業許可を取得すれば、兵庫県全域で営業が可能となる、いわゆる「相互乗入れ」について、その運用方法について厚生労働省に対して相談し、実現に向け関係自治体で協議を行う。</p> <p>《協議内容》</p> <p>① 関係自治体間でのキッチンカー営業許可に係る施設基準の標準的な運用の調整</p> <p>② 事業者の監視指導の方法、違反判明時の報告体制、行政処分の取扱い等について、適正な体制整備</p>																													

(1)-② 加古川市開発事業に係る道路占用基準の見直し

根拠法令等	加古川市開発事業の調整等に関する条例 加古川市開発事業の調整等に関する条例施行規則	
提案内容（関西電力送配電株式会社）		
<p>(1) 加古川市では、「加古川市開発事業の調整等に関する条例」において、都市計画法の許可を要する開発行為や、中高層建築物等の建築などを開発事業として定義し、<u>開発事業の</u>手続や、<u>開発事業を行うにあたり</u>新設、改良が必要となる道路、公園、緑地などの公共公益施設の整備基準等を定めている。</p> <p>(2) 公共公益施設の具体的な整備基準は、「<u>同条例施行規則</u>」で定められているが、<u>道路の</u>占用について、「<u>道路内に電柱等を設けないこと。ただし、歩道の植樹帯その他通行上支障がないと市町が認めた場合にあっては、この限りではない。</u>」と定められている。</p> <p>(3) しかしながら、加古川市では、同条例の対象となる開発事業のうち、<u>都市計画法の許可を要する開発行為の場合</u>は、大規模宅地開発等を行うディベロッパーが<u>開発行為の許可を受ける条件として、運用上、電柱は道路ではなく民地内に設けることを一律に求められる。</u></p> <p>(4) このため、<u>都市計画法の開発行為の許可を受けた開発地の場合は、開発許可条件が優先され、通行上支障がない場合でも道路の占有が認められず、道路に電柱を設置することができない。</u></p> <p>(5) 当社には、ディベロッパーから住民へ家が引き渡されたのち間もなく、<u>住民から民地外への電柱移設を強く希望する申出があるが、開発地では道路への移設ができず対応に苦慮しており、また、電柱が民地内にあるため鳥の糞が敷地内に落ちることも多いため、住民の方にご迷惑をお掛けしている状態である。</u></p> <p>(6) 民地内から道路への電柱移設を希望する方も多いことや、<u>電柱移設作業の負担の軽減のため、都市計画法の開発行為の許可の条件について、「道路内に電柱等を設けないこと。ただし、歩道の植樹帯その他通行上支障がないと市長が認めた場合にあっては、この限りではない。」とするよう、ただし書きの付記を検討いただきたい。</u></p>		
規制の状況		
【加古川市開発事業の調整等に関する条例】		
概要	開発事業の手続や、開発事業を行うに当たり新設、改良必要とする公共公益施設（道路、公園、緑地など）の整備基準等を規定している。	
対象事業	<p>次の事業を「開発事業」として定義し、条例の対象としている。</p> <p>①特定建築事業（条例第2条第2号） ア. 敷地面積1,000㎡以上3,000㎡未満の建築物の新築 イ. 高さが31m以下（住居系地域にあっては、20m以下）の中高層建築物 など</p> <p>②特定開発事業（条例第2条第3号） ア. 都市計画法第29条第1項の規定により許可を要する開発行為^(※1)で、開発区域の面積が10,000㎡未満のもの（開発区域の面積が1,000㎡未満の一戸建て住宅に係るものを除く） イ. 敷地面積3,000㎡以上10,000㎡未満の建築物の新築 など</p> <p>③大規模特定開発事業（条例第2条第4号） ア. 都市計画法第29条第1項の規定により許可を要する開発行為^(※1)で、開発区域の面積が10,000㎡以上のもの イ. 敷地面積10,000㎡以上の建築物の新築 など</p>	
<p>【提案内容】</p> <p>開発地の場合、都市計画法の開発許可を受ける条件として、<u>電柱は道路ではなく民地内に設けることを一律に求められる。</u></p> <p>※開発地以外であれば通行上支障がない場合は、道路への電柱の設置が可能であるが、開発地の場合は道路への電柱の設置ができない。</p>		
【同条例施行規則】		
道路占有に関する規定	規則別表第1(第10条関係)6 占有 <u>道路内に電柱等を設けないこと。ただし、歩道の植樹帯その他の通行上支障がないと市長が認めた場所にあっては、この限りでない。</u>	
<p>(※1)「開発行為とは」、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう</p>		

【制度内容の周知】

- (1) 道路幅員の確保の観点から、本市では、都市計画法に基づく開発行為については、原則として新設道路内への電柱設置は認めないこととしている。ただし、歩道の植樹帯、通行上支障がないゼブラゾーンなどには設置を認めており、引き続き開発許可の相談や事前協議などの際に周知を図っていく。
- (2) また、開発後に道路敷地を市に移管した場合は、設置者が周辺（当該路線）住民の同意を得た上で、占用許可申請に基づき、道路法施行令第11条及び第11条の2に規定する基準に該当する場合で個別に道路の状況等を勘案し、占用の可否を判断することとなる。

(2)-① 道路・河川・砂防指定地・港湾施設等における占用許可に係る更新手続の見直し

根拠法令等	[道路]:(国)道路法、(国)道路法施行規則、(県)道路占用規則 [河川]:(国)河川法、(国)河川法施行規則、(国)河川敷地占用許可準則、(県)河川管理規則 [砂防指定地]:(県)砂防指定地管理条例、(県)砂防指定地管理規則 [港湾]:(国)港湾法、(県)港湾区域等における占用等に関する規則 等
-------	--

提案内容 (大阪ガスネットワーク株式会社兵庫事業部)

- (1) 県が管理する道路、河川、砂防指定地、港湾において、工作物を設置する場合など、継続して土地を占有する場合は、知事の許可を受ける必要がある。
- (2) また、占用の許可期間満了後も引き続きして占有する場合は、許可の更新手続が必要である。
- (3) 当社では、ガス管の敷設等のため、多数の占有許可を受けているが、許可の更新に係る申請件数が非常に多く(年平均 240 件)、人的、時間的に負担となっている。
- (4) 一方、占有許可が必要ない県有地を占有する場合は、県と土地賃貸借契約を締結しているが、期間満了後の取り扱いとして「占有内容に変更のない場合は、1 年ごとの自動更新とする」となっている契約書もある。
- (5) ガス管は一旦敷設すると、地中の埋設環境にもよるが、耐用年数が 20～30 年近くあり、恒久的な地中占有物である。また、道路の場合、現道の道路環境も整備されており、道路地形が変更となることは殆どないと考える。
- (6) このため、道路、河川、港湾、砂防指定地の占有許可についても、土地賃貸借契約書と同様に、地形や占有内容に変更のない場合は1年ごとの自動更新とするなど、手続の簡素化を検討いただきたい。

規制の状況

○占有許可の更新手続に必要な書類、占有期間について

区分	道路	河川	砂防指定地	港湾	
				港湾施設	港湾区域等
必要書類	・道路占有許可申請書 [(県)道路占有規則第6条]	・許可申請書 ・位置図 ・平面図 ・許可書の写し ・その他 [河川法施行規則第12条]	・占有許可更新申請書 ・位置図 ・平面図 ・許可書の写し ・その他 [(県)砂防指定地管理規則第5条]	・工作物設置等許可申請書 ・位置図 ・平面図 ・許可書の写し ・その他 [(県)港湾管理条例施行規則第4条第2項]	・継続許可申請書 ・位置図 ・平面図 ・許可書の写し ・その他 [(県)港湾区域等における占有等に関する規則第3条]
占有期間	・水管、下水道管、ガス管、電線・電柱等は <u>10年以内</u> ・その他のものについては、 <u>5年以内</u> [(国)道路法施行令第9条]	・水管、下水道管、ガス管、電線・電柱等は <u>10年以内</u> ・その他のものについては、 <u>5年以内</u> [(国)河川敷地占有許可準則第12]	<u>10年以内</u> [(県)砂防指定地管理規則第5条]	<u>10年以内</u> [(県)港湾施設管理条例第11条]	<u>10年以内</u> [(県)港湾区域等における占有等に関する規則第2条]

条例等所管部局等の回答(道路保全課・河川整備課・砂防課・港湾課)

【現行の制度運用を維持】

- (1) 占有施設は、申請後、時間経過により、①洪水等による占有施設の破損に伴う堤防等の弱体化、②道路等の陥没、③使用を中止した占有施設の放置などの現地状況が変化する。
- (2) 占有者は、このような現地状況の変化に対応するために、①定期的な自己点検、②定期的な許可更新手続が必要になる。
- (3) 更新頻度は 10 年と適切な期間設定となっているため、道路等を利用している県民の安全確保のためにも、自動更新等はできない。

(2)-② 道路・河川・砂防指定地・港湾施設等における占有許可や工事等の許可申請等手続の電子化

根拠法令等	[道路]:(国)道路法、(国)道路法施行規則、(県)道路占用規則 [河川]:(国)河川法、(国)河川法施行規則、(県)河川管理規則 [砂防指定地]:(県)砂防指定地管理条例、(県)砂防指定地管理規則 [港湾]:(県)港湾施設管理条例 (県)港湾施設管理条例施行規則 等
-------	---

提案内容 (関西電力送配電株式会社)

- (1) 道路、河川、砂防指定地、港湾において、工作物等を設置する場合は、占有の許可申請や工事の許可申請、工事の着手・完成届など各種手続が必要である。
- (2) しかし、県のこれらの手続は、電子申請ができず紙による郵送が必要となっている。
- (3) 当社では、これら手続の提出案件が多いため、申請書類の作成、郵送等に時間を要しており、また、政府の方針に従いテレワークを推進しているが、紙の提出書類を作成するために出社せざるを得ない状況である。
- (4) 申請手続の省力化や時間短縮による工事施工の円滑化、さらには在宅ワークの促進に向け、上記手続について電子申請を可能とするよう検討いただきたい。

規制の状況

○道路、河川、砂防指定地、港湾において工作物を設置する際に必要な主な手続

区分	道路	河川	砂防指定地	港湾	
				港湾施設	港湾区域等
占有許可	道路占有許可申請 【根拠規定】 ・(国)道路法第32条 ・(国)道路法施行規則4条の3 ・(県)道路占用規則第2条	土地の占有の許可申請 【根拠規定】 ・(国)河川法第24条 ・(国)河川法施行規則第12条 ・(県)河川管理規則第3条	砂防設備占有許可申請 【根拠規定】 ・(県)砂防指定地管理条例第5条 ・(県)砂防指定地管理規則第3条	工作物設置等許可申請 【根拠規定】 ・(県)港湾施設管理条例第4条 ・(県)港湾施設管理条例施行規則第4条	港湾水域(公共空地)占有許可申請 【根拠規定】 ・(国)港湾法第37条1項 ・(県)港湾区域等における占有等に関する規則第3条
工事等の許可	道路工事の承認 【根拠規定】 ・(国)道路法第24条	工作物の新築等の許可申請 【根拠規定】 ・(国)河川法第26条第一項 ・(国)河川法施行規則第15条 ・(県)河川管理規則第3条	砂防指定地内制限行為許可申請 【根拠規定】 ・(県)砂防指定地管理条例第4条 ・(県)砂防指定地管理規則第3条	工事許可申請 【根拠規定】 ・(県)港湾施設管理条例第4条 ・(県)港湾施設管理条例施行規則第5条	-
着手完了届	工事着手等届出 【根拠規定】 ・(県)道路占用規則第8条	工事等の着手及び完了届 【根拠規定】 ・(県)河川管理規則第5条	砂防指定地内制限行為着手等届 【根拠規定】 ・(県)砂防指定地管理条例第7条	工事着手等届 【根拠規定】 ・(県)港湾施設管理条例施行規則第17条	工事着手等届 【根拠規定】 ・(県)港湾区域等における占有等に関する規則第9条

※上記手続について、現在、電子申請は出来ず、紙による申請が必要になっている。

条例等所管部局等の回答(道路保全課、河川整備課、砂防課、港湾課)

【規制・手続の見直し】

- (1) 現在、道路、河川、砂防指定地、港湾の占有許可申請等について、兵庫県電子申請共同運営システム(e-ひょうご)での受付が可能か検討中である。

《電子化運用時に想定される課題》

・受付は電子化できるが、受付後の図面等の確認は、画面の小さい現在のパソコンでは対応できないため、印刷が必要になる。A3を超える大判の図面はプリンターで印刷できないため、占有者から別途、紙図面を提出いただくことになると考えている。

(2)-③ 自然公園区域、河川保全区域における制限行為許可申請手数料の見直し

根拠法令等	(県)使用料および手数料徴収条例、(県)兵庫県立自然公園条例
提案内容 (関西電力送配電株式会社)	
<p>(1) 自然公園(国立公園、国定公園、県立自然公園)内の特別地域等^{*1}において、工作物の新築・改築や木竹の伐採等の自然環境に影響を及ぼすような行為をしようとする場合、国立公園にあっては環境大臣の、国定公園及び県立自然公園にあっては知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(2) また、河川保全区域^{*2}において、工作物の新築・改築、土地の掘削等の河川管理施設等(河岸・堤防・護岸など)に影響を及ぼすような行為をしようとする場合、河川管理者の許可を受けなければならない。</p>	
<p>(※1) 特別地域等 } 自然公園の区域で風致景観を保護する必要がある場合、その必要性の度合いに応じて特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域に指定することができる。国立公園は環境大臣が、国定公園、県立自然公園は知事が指定する。(特別保護地区の指定は国立公園、国定公園のみ。)</p> <p>(※2) 河川保全区域 } 河岸又は河川管理施設の保全のため必要な場合、河川区域に隣接する一定の土地を河川保全区域として河川管理者が指定することができる。</p>	
<p>(3) 上記許可申請について、兵庫県では「使用料及び手数料徴収条例」及び「兵庫県立自然公園条例」に定められた手数料の納付が必要である一方、国や他の都道府県では無料となっている。</p> <p>(4) また、県の手数料の中には電子納付が可能な手数料もあるが、上記許可申請手数料は県収入証紙による納付に限定されており、申請の都度、収入証紙売りさばき所で県証紙を購入し添付している。</p> <p>(5) 収入証紙購入の手間やコストがかかっており、国や他の都道府県では許可申請の手数料が無料であることを踏まえ、兵庫県においても上記許可申請に係る手数料の廃止を検討いただきたい。</p>	

規制の状況

○自然公園の特別地域等における制限行為許可及び申請手数料について

区分	国立公園 (国指定、国管理)	国定公園 (国指定、県管理)	県立自然公園 (県指定、県管理)
許可権者	大臣	知事	知事
許可申請 手数料	国：徴収していない	兵庫県：7,100円 [根拠規定：使用料及び手数料徴収条例]	兵庫県：7,100円 [根拠規定：兵庫県立自然公園条例]
<p>※但し、自己居住用及び農林水産業に係る行為は、行為者の日常生活の維持及び農林漁業の振興を図る観点から免除。</p>			

○河川保全区域の制限行為許可及び申請手数料について

区分	国管理河川	県管理河川
許可権者	大臣	知事
許可申請 手数料	国：徴収していない	兵庫県：2,500～5,700円 [根拠規定：使用料及び手数料徴収条例]
<p>※但し、自己居住用及び農林水産業に係る行為は、行為者の日常生活の維持及び農林漁業の振興を図る観点から免除。</p>		

・国や他の都道府県では徴収していない。
・兵庫県は有料で、県収入証紙による納付が必要

条例等所管部局等の回答 (自然・鳥獣共生課、河川整備課)

【現行の制度運用を維持】

- 県では平成20年度、厳しい財政状況を踏まえ、受益と負担の適正化を図り、自主財源を最大限確保するため、手数料について総点検を実施した。その結果、平成21年度から新たに74件の従来手数料を徴収しなかった既存事務手続の手数料を設定しており、両手数料は、この見直しの一環で設定したものである。
- 自然公園での許可申請の内容としては、山岳地における無線基地局新築の割合が増加しており、河川保全区域での許可申請は、電気・ガス等事業者による電柱や電力管・ガス管の設置や、住宅分譲事業者による住宅の建設などがあげられる。
- このような特定の者の利益のために行う事務については、申請者に応分の負担を求めることが適当であるた

め、国や他都道府県では徴収していないが、県としては現行の制度運用を維持し、引き続き手数料を徴収することが妥当と考える。なお、自己居住のため営利目的ではない行為などについては、これまでから手数料を免除し日常生活等への影響に配慮している。

(4) 手数料については、従来からその事務手続きにかかる経費等を勘案して設定・見直しをしており、今後とも状況の変化等必要に応じて、検討していく。

(5) 一方、手数料の納付方法については、現在、県収入証紙による納付に限っていることから、申請者の利便性向上に向け、令和5年度を目途に電子納付を可能となるよう検討を進めている。

検討は継続)、今後検討が進めば、警察庁からオンライン講習での確実な受講の担保に必要な資機材等が示されることから、本県としても警察庁の動きにあわせてオンライン化に取り組む予定である。

(4) このほか、オンライン講習の実施に向けては、講習受講時に会場で行っている、講習受講料の納付（県収入証紙による納付）、教材や受講後の受講証明書の配付をどのように行うかなどの課題があるが、オンライン化に向けて、これらについても対応を検討していく。

(参考) 県が実施する県民や事業者等に受講を義務づけている講習、研修等のオンライン化の状況

県が実施する県民や事業者等に受講を義務づけている講習、研修等のうち、既に15の講習や研修等はオンラインによる受講が可能となっているほか、現在、安全運転管理者等講習を含め5つの講習、研修等でオンライン化に向けた検討を行っている。

一方、講習、研修等のカリキュラムの中で、「実技指導」「試験や効果測定」「グループワーク」等を行うものは直ちにオンライン化は困難なため、引き続き対面のみで実施する予定である。

区分	講習等の数
既にオンラインによる受講が可能なもの	15
今後、オンライン化に取り組むもの	5
直ちにオンライン化が困難なため、引き続き対面のみの実施とするもの	22
実技指導等を行うため対面実施が必要なもの	9
講習に合わせ試験や効果測定等を実施するため対面実施が必要なもの	8
グループワーク等を行うため対面実施が必要なもの	5
計	42

※詳細別紙参照

県民や事業者等に受講を義務づけている講習、研修等のオンライン化の状況

1. 既にオンラインによる受講が可能なもの(15講習)

No	講習等の名称	講習等の根拠規定	講習等を受講しなければならない者の範囲等	備考	所管部局
1	危険物の取扱作業の保安に関する講習	消防法	製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者	—	危機管理部
2	認定調査員研修	厚生労働省老健局長通知(H21.3.31)	これから認定調査に従事する、または、すでに認定調査員として従事している者	—	福祉部
3	介護認定審査会運営適正化研修	厚生労働省老健局長通知(H21.3.31)	各市町認定調査員及び事務局職員	—	福祉部
4	介護認定審査会委員研修	厚生労働省老健局長通知(H21.3.31)	これから認定審査会委員に従事する、またはすでに認定審査会委員として従事している者	—	福祉部
5	介護ロボット導入支援研修	福祉部補助金交付要綱別表	令和4年度介護業務における労働環境改善支援事業補助金を申請する介護サービス事業者	—	福祉部
6	保育士等キャリアアップ研修	保育士等キャリアアップ研修ガイドライン、兵庫県保育士等キャリアアップ研修事業実施要綱	施設型保育給付・地域型保育給付を受ける施設等の職員(経験年数が概ね3年以上となる者)	—	福祉部
7	認定こども園園長等研修	就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則、認定こども園の認可・認定等に関する審査基準	幼保連携型認定こども園の施設長になる場合で、実務年数が不足する者及び資格・免許のない者	—	福祉部
8	相談支援従事者研修	障害者総合支援法	相談支援専門員の資格を取得または更新しようとする者	—	福祉部
9	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修	障害者総合支援法	指定障害福祉サービス事業所においてサービス管理責任者として従事しようとする者	—	福祉部
10	認知症介護基礎研修	介護報酬	介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者	—	保健医療部
11	農業管理指導士更新研修	兵庫県農業管理指導士認定要領	農業管理指導士の認定を更新しようとする者(3年毎に農業管理指導士認定更新研修を受講しなければならない。)	—	農林水産部
12	指定研修	住宅改修事業の適正化に関する条例	登録住宅改修業者(定期的に住宅改修業の業務の適正化に資するものとして知事が指定する研修を受け、又はその従業者に当該研修を受けさせるよう努めなければならない。)	—	まちづくり部
13	法定講習	宅地建物取引業法	・宅地建物取引士証の交付を受けようとする試験合格後1年以上経過の者 ・宅地建物取引士証の更新(有効期間5年)をしようとする者	令和4年10月実施講習よりオンライン受講・対面受講の選択を可能とする。実施結果を踏まえ今後完全オンラインでの実施へ移行予定。	まちづくり部
14	青色防犯パトロール講習	青色防犯パトロールの実施に係る事務取扱要領(例規甲)	青色防犯パトロールの実施団体において、新たに活動を実施しようとする者(事前講習と概ね3年に1回の定期講習を義務付け。)	—	県警
15	不当要求防止責任者講習	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、同施行規則	事業所内で選任した不当要求防止責任者(概ね3年に1回(新規に担当者が選任された場合は、選任時から概ね1年以内に1回)不当要求防止責任者講習を受講させるよう努めなければならない。)	—	県警

2. オンライン化に向けた検討を行っているもの(5講習)

No	講習等の名称	講習等の根拠規定	講習等を受講しなければならない者の範囲等	備考	所管部局
1	放課後児童支援員認定資格研修	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 兵庫県放課後児童支援員認定資格研修等実施要綱	放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業に従事しようとする者	R5年度を目的に、オンラインでの受講を可とすることを検討	福祉部
2	子育て支援員研修	子育て支援員研修事業実施要綱 兵庫県子育て支援員研修事業実施要綱	県内に在住又は在勤で、育児経験や職業経験など多様な経験を有し、地域において子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等の職務に従事することを希望する者及び現に従事する者	R5年度を目的に、オンラインでの受講を可とすることを検討	福祉部
3	安全運転管理者等講習	道路交通法	公安委員会から安全運転管理者等講習の法定講習通知を受けた者	警察庁において講習のオンライン化に向けた検討が行われている。警察庁の動きに合わせてオンライン化に取り組む予定。	県警
4	更新時講習	道路交通法	免許証の更新を受けようとする者	警察庁においてR6年度末を目的に、オンライン講習(優良・一般)の運用開始がすすめられている。警察庁の動きに合わせてオンライン化に取り組む予定。	県警
5	指定自動車教習所職員講習	道路交通法	教習指導員、技能検定員、副管理者	警察庁においてオンライン講習システムを検討中。警察庁の動きに合わせてオンライン化に取り組む予定。	県警

3. 直ちにオンライン化が困難なため、引き続き対面による実施とするもの

(1) 実技指導等を行うため対面実施が必要なもの(9講習)

No	講習等の名称	講習等の根拠規定	講習等を受講しなければならない者の範囲等	備考	所管部局
1	家畜商講習会	家畜商法	家畜商免許を申請する者	農林水産大臣の定める講習要目に準拠しており、実地指導を行うことが定められている。	農林水産部
2	花と緑の専門家講習会	県民まちなみ緑化事業実施要領	・県民まちなみ緑化事業を実施しようとする自治会、婦人会などの住民団体 ・緑化箇所の利用・維持管理を複数の者、団体で行う場合、これらの者、団体、土地所有者などで構成される団体	植栽計画の策定方法や剪定、水やりなどの維持管理方法等について、現地で技術指導を受ける必要がある。	まちづくり部
3	現任指導教育責任者講習	警備業法	営業所において警備業務の区分ごとに専任された警備員指導教育責任者(警備業務の実務に即した知識・情報を修得するため、3年に1回、公安委員会の行う講習を受けなければならない。)	国家公安委員会規則で指定された講義のほか、実際に道路を使用した個別具体的な誘導要領等の実技指導やそれを踏まえた検討会の実施が規定されている。	県警
4	猟銃安全指導委員研修	銃砲刀剣類所持等取締法	猟銃安全指導員(新規委嘱者を対象とした委嘱時研修及びその後年に1回の定期研修を実施)	猟銃の現物を用いて、使用による危害等の発生状況を具体的に説明した実技研修を実施している。	県警
5	高齢者講習	道路交通法	免許証の更新を受けようとする者で、更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の者	実車や運転適性検査器を用いた指導を行う必要がある。	県警
6	違反者講習	道路交通法	免許を受けた者で、違反行為をして政令で定める基準に該当することとなった者	実車による個別指導や歩行者の安全通行のための補助誘導などを含む社会参加活動を体験させる必要がある。	県警
7	取消処分者講習	道路交通法	免許の取消等を受けた者で、運転免許試験を受けようとする者	実車による運転技能診断を行う必要がある。	県警
8	停止処分者講習	道路交通法	免許の効力の停止を受けた者(講習を終了したときは、政令で定める範囲内で、その者の免許の効力の停止の期間を短縮することができる。)	実車や運転シミュレーターを用いた診断、指導を行うほか、講習効果を測定する考査を行う必要がある。	県警
9	認知機能検査員講習	運転免許に係る講習等に関する規則	認知機能検査を行う者(認知機能検査員の要件は、公安委員会が行う認知機能検査の実施に必要な技能及び審査に合格し、又は公安委員会が行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を終了したもの。)	認知機能検査の実施方法について、模擬実施を行う必要がある。	県警

(2) 講習に合わせ試験や効果測定等を実施するため対面実施が必要なもの(8講習)

No	講習等の名称	講習等の根拠規定	講習等を受講しなければならない者の範囲等	備考	所管部局
1	農業管理指導士認定特別研修	兵庫県農業管理指導士認定要領	農業管理指導士の認定を受けようとする者	農業管理指導士の認定は研修を受講の上、試験に合格することが要件となっている。	農林水産部
2	狩猟免許更新講習	鳥獣保護管理法	狩猟免許の有効期間の更新を受けようとする者	視力、聴力及び運動能力についての適性検査を行う必要がある。	環境部
3	管理者講習	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	全ての営業所の管理者(当該営業所の管理者として選任された日から概ね3年毎に1回行うものとする。)	法令で定められた講習であり、講習受講に伴う効果測定を行っている。	県警
4	猟銃等講習会	銃砲刀剣類所持等取締法	猟銃等の所持許可又は更新を受けようとする者	警察庁で統一的に定められた講習であり、講習修了時に考査を行っている。	県警
5	クロスボウ講習会	銃砲刀剣類所持等取締法	クロスボウの所持許可又は更新を受けようとする者	警察庁で統一的に定められた講習であり、講習修了時に考査を行っている。	県警
6	年少射撃資格講習会	銃砲刀剣類所持等取締法	射撃指導員指導の下に、空気銃の射撃認定を受けようとする年少者	警察庁で統一的に定められた講習であり、講習修了時に考査を行っている。	県警
7	自転車運転者講習	道路交通法	自転車で交通違反を3年以内に2回以上繰り返した者。(14歳以上の者が対象。対象となる交通違反は、信号無視、一時不停止等15種類の違反。)	理解度チェックのための小テスト2回の実施、提出と危険要因分析を行うシート作成、討議、感想文の作成提出の必要がある。	県警
8	駐車監視員資格者講習	道路交通法	駐車監視員の資格を取得しようとする者	講習の受講後に修了考査を受講する必要がある。	県警

(3) グループワーク等を行うため対面実施が必要なもの(5講習)

No	講習等の名称	講習等の根拠規定	講習等を受講しなければならない者の範囲等	備考	所管部局
1	児童福祉司任用前講習会	児童福祉法、児童福祉法施行規則、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係法令の整備に関する省令	・社会福祉主事から児童福祉司に任用予定の児童相談所職員 ・要保護児童対策調整機関に置かれた調整担当者のうち、児童福祉司任用前講習会の課程を修了することにより調整担当者として職務を行う職員	グループワークの実施を必要とする研修であり、国が対面での研修実施を定めている。	福祉部
2	児童福祉司任用資格取得講習会	児童福祉法施行規則第6条第7号ほかの厚生労働大臣が定める講習会(H17.2.25日付け厚生労働省告示第42号)	県・市町及び児童福祉施設等で児童家庭相談に従事する職員であって、児童福祉法施行規則第6条に基づき、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了することにより児童福祉司の任用資格を取得できる者	グループワークの実施を必要とする研修であり、国が対面での研修実施を定めている。	福祉部
3	児童福祉司任用後研修	児童福祉法第13条第9項、平成29年厚生労働省告示第131号	研修初日現在、児童福祉司である者(児童福祉法第13条第3項に規定する者のうち、こども家庭センターで勤務し、児童福祉司発令されたもの)	グループワークの実施を必要とする研修であり、国が対面での研修実施を定めている。	福祉部
4	要保護児童対策調整機関の調整担当者研修	児童福祉法平成29年厚生労働省告示132号	児童福祉法第25条の2第6項及び第7項に規定する要保護児童対策調整機関に置かれた調整担当者	グループワークの実施を必要とする研修であり、国が対面での研修実施を定めている。	福祉部
5	少年指導委員研修会	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	少年指導委員(定期研修 概ね1年ごとに1回、委嘱時研修 新たに委嘱された者、委嘱後速やかに)	法に定める研修に併せ、受け持ち警察署の少年保担当者との情報交換の場でもある。	県警

(2)-⑤ 土木設計業務等の成果品及び工事完成図書等の電子納品の見直し

根拠法令等	(県) 土木設計業務等の電子納品に関する運用指針 (案) (県) 工事完成図書の電子納品に関する運用指針 (案)
提案内容 (事務局)	
<p>(1) 県の土木設計委託業務や工事請負業務等の完了時に、受注者は、完成図面や工事写真等の最終成果物を、電子データで納品する必要があるが、<u>提出方法について、電子媒体(CD-R もしくは DVD-R)に納めて提出することとなっている。</u></p> <p>(2) CD-R 等電子媒体でのデータの納品は、ディスクの購入、電子データの格納のほか、<u>ディスク本体及びプラスチックケースへの工事名称等のラベルの貼付、提出のための郵送等も必要</u>であり、近年、普及しているインターネットを介したデータのやりとりに比べ、<u>受注者に手間が生じるものである。</u></p> <p>(3) また、CD-R 等電子媒体のデータは、ディスクから共有サーバーにデータをコピーする必要があるなど、<u>県にとっても手間が生じる。</u></p> <p>(4) 事業者の負担の軽減、県職員の事務の効率化等を図る観点から、土木設計委託業務や工事請負業務等における電子データの納品について、<u>インターネットを介し電子データを納品する「オンライン電子納品」を導入することについて提案する。</u></p>	
規制の状況	
<p>○土木設計業務等の電子納品に関する運用指針(案) (抜粋)</p> <p>(1) 電子納品における成果の提出にあたっては、電子媒体(CD-R もしく DVD-R)に納めた電子データを 1 部提出</p> <p>(2) 電子媒体には、以下のような情報を印刷する</p> <p>①TECRIS 登録番号、起工番号 ②業務名称、業務箇所地名 ③作成年月 ④発注者名、受注者名 ⑤何枚目／総枚数 ⑥ウイルスチェックに関する情報 ⑦フォーマット形式</p> <p>(3) 電子媒体を収納するプラスチックケースのラベルの背表紙には、「工事年度」、「工事名称」を記入する。</p> <div data-bbox="371 1039 1469 1406" style="text-align: center;"> <p>【CD-Rによる電子納品のイメージ】</p> </div>	
条例等所管部局等の回答 (契約管理課)	
<p>【規制・手続の見直し】</p> <p>(1) 提案内容については、既に<u>工事完成図書のオンライン電子納品を可能とすべく令和4年4月にシステム構築委託の契約を締結し鋭意進めている。</u></p> <p>(2) なお、システム構築に伴い、事業者や職員へ新たな運用指針(案)の周知が必要なことから、<u>令和5年度上半期の運用開始を予定している。</u>また、<u>設計業務については、令和6年度中の運用を目指している。</u></p>	

(3)-① 保安林内立木伐採許可等に係る手続の見直し

根拠法令等	(国)農林水産省告示第 362 号																																																								
提案内容（関西電力送配電株式会社）																																																									
<p>(1) 森林法において、水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の<u>公益的機能の発揮が特に求められる森林は、農林水産大臣又は都道府県知事が保安林として指定することができる</u>と定められている。</p> <p>(2) また、<u>保安林に指定された森林は、その公益的機能を守るために伐採や開発等が制限されており、立木の伐採や土地の形質の変更等の作業を行う場合は知事の許可や届出が必要となっている。</u></p> <p>(3) <u>許可申請等の様式は、農林水産省告示で規定されているが、様式に「保安林の指定の目的」の欄がある。</u></p> <p>(4) 許可申請等の書類を作成するにあたり、保安林に指定されている場所かどうかは、地積調査で知りうる場合もあるが*、<u>「保安林の指定の目的」は県に照会して確認しなければ分からないため、申請等に時間を要している。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※保安林は地番ごとに指定され、不動産登記簿の地目が「保安林」として登記される。しかし、地番の一部のみが保安林に指定されている場合等は、地目が「山林」等そのままになっているため、地籍調査だけで保安林かどうかを判断することが出来ない。この場合は、「保安林有無照会調査票」にて県への照会が必要となる。</p> </div> <p>(5) <u>「保安林の指定の目的」は、伐採工事等を行う事業者にとって必要ない情報であり、かつ県が把握している情報であることから、「保安林有無照会調査票」の照会業務にかかる事業者の負担軽減のため、許可申請等の様式から「保安林の指定の目的」の削除または記載の省略を可能とするよう検討いただきたい。</u></p>																																																									
規制の状況																																																									
<p>(1) 保安林の種類（目的） 水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、飛砂防備保安林、風致保安林などその目的により 17 種類存在。</p> <p>(2) 保安林の指定・解除の権限者</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>所有区分</th> <th>保安林の種類（目的）</th> <th>流域区分</th> <th>指定・解除の権限者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国有林</td> <td>全ての保安林</td> <td>全流域</td> <td rowspan="2">農林水産大臣</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">民有林</td> <td rowspan="2">水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林</td> <td>重要流域*内</td> </tr> <tr> <td>重要流域外</td> <td rowspan="2">都道府県知事</td> </tr> <tr> <td>その他の保安林</td> <td>全流域</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 200px;">農林水産大臣は、保安林の指定・解除する場合は、その保安林の所在場所、目的等に関係都道府県知事に通知</p> <p>(※)2 以上の都府県の区域にわたる流域その他の国土保全上又は国民経済上特に重要な流域で農林水産大臣が指定したもの</p>		所有区分	保安林の種類（目的）	流域区分	指定・解除の権限者	国有林	全ての保安林	全流域	農林水産大臣	民有林	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林	重要流域*内	重要流域外	都道府県知事	その他の保安林	全流域																																									
所有区分	保安林の種類（目的）	流域区分	指定・解除の権限者																																																						
国有林	全ての保安林	全流域	農林水産大臣																																																						
民有林	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林	重要流域*内																																																							
		重要流域外	都道府県知事																																																						
	その他の保安林	全流域																																																							
<p>(3) 保安林（保安施設地区）内立木伐採許可申請書（抜粋）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">保安林（保安施設地区）内立木伐採許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>兵庫県知事 ○○ ○○ 様</p> <p style="margin-left: 100px;">住 所 申請者 氏名 法人にあっては、名称及び代表者の氏名 電話番号 () - 電子メール</p> <p>次のとおり森林の立木を伐採したいので許可されたく、森林法第34条第1項（第44条において準用する同法第34条第1項）の規定により申請します。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="8">保安林（保安施設地区）の指定の目的</th> </tr> <tr> <th>森林の所在場所</th> <th>森林所有者</th> <th>伐採の方法</th> <th>伐採する立木の樹種及び年齢</th> <th>伐採面積及び伐採立木材積</th> <th>伐採の期間</th> <th>森林経営計画の有無</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <th>市町</th> <th>大字</th> <th>地番</th> <th>住所</th> <th>氏名又は名称</th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">ha (m³)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div>		保安林（保安施設地区）の指定の目的								森林の所在場所	森林所有者	伐採の方法	伐採する立木の樹種及び年齢	伐採面積及び伐採立木材積	伐採の期間	森林経営計画の有無	備考	市町	大字	地番	住所	氏名又は名称									ha (m ³)																										
保安林（保安施設地区）の指定の目的																																																									
森林の所在場所	森林所有者	伐採の方法	伐採する立木の樹種及び年齢	伐採面積及び伐採立木材積	伐採の期間	森林経営計画の有無	備考																																																		
市町	大字	地番	住所	氏名又は名称																																																					
					ha (m ³)																																																				

【現行の制度運用を維持】

- (1) 保安林に指定されると、その森林が保安林としての働きを果たすために、必要最低限守らなければならない森林の取り扱い方法「指定施業要件」が定められる。指定施業要件では、保安林の指定の目的や個々の保安林の立地条件等に応じて、立木の伐採方法及び限度、並びに伐採後に必要となる植栽の方法、期間及び樹種を定めている。
- (2) このため立木の伐採の場合は、指定施業要件に適合した方法で行う必要がある。また、作業道や作業小屋の設置など土地の形質の変更を行う場合は、その行為が保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼさないようにしなければならない。
- (3) 過度な伐採等により保安林が果たすべき機能を損なうことがないように、許可申請や届出時において、事業者が保安林の指定の目的や指定施業要件を把握したうえで作業計画を作成することは必要と考える。また、申請者が確実に「保安林の指定の目的」を把握していることを確認するためにも、申請書等の様式の「保安林の指定の目的」の記載欄について、削除または記載の省略をすることはできない。
- (4) なお、保安林の指定の目的を把握するためには、ご提案内容に記載のとおり、県へ「保安林有無照会調査票」による照会が必要であるが、調査票の提出方法については、これまでから、郵送だけでなくメールやFAXでも受付を行い、事業者等の利便性を確保している。